

## いじめ防止基本方針

(令和8年度版)

### 1 いじめ防止の基本方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「上田市立北小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- (1)「いじめを絶対に許さない」学校、学級をつくる。
- (2)子どもたち、教職員の人権感覚を高める。
- (3)子どもたち同士、子どもたちと教職員、教職員どうしの温かな人間関係を築く。
- (4)いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5)いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

### 2 いじめ防止等の対策の為の組織

校務分掌の生徒・生活指導委員会の中に「いじめ防止対策委員会（生徒・生活指導委員会）」を設置する。構成は、「教頭、教務主任、特別支援担任、養護教諭」の適応指導委員会メンバーに加え、「学年主任」とする。必要に応じ、学級担任SCや心理・福祉の専門家、医師など外部の専門家等の参加を求めていく。

※年1回は、委員会に**学校運営委員会の出席をもとめアドバイスをいただく**。その際、学校の実情に即して、「いじめ防止基本方針」が機能しているか評価していただく。

※人権同和教育係、特別支援教育係、適応指導委員会との連絡・連携を密にする。

※他の委員会同様、委員会がきちんと機能しているか点検・見直しを行う。

### 3 具体的ないじめ防止の方策

#### (1)いじめ防止の為の日常的な取り組み

- ①子どもたち一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。そのために、全学年共通で学び方を身につける「話し方聞き方マナー」を「学びのスタンダード」として位置づけ、一貫した指導を行う。
- ②わかる・楽しい授業を行い、基礎・基本の定着をはかるとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。そのために、指導主事を専任講師とし、学年研究体制による授業公開・改善を行う。
- ③思いやりの心や命を大切にする心（みんなかけがえのない存在であることを理解）を道徳の時間や学級指導の時間、人権同和教育の時間（北小人権同和カリキュラム）などの指導を通して育む。  
ふれあい旬間には、人権同和教育の授業を保護者地域の方々に公開し、家庭でも話題にしていただく。
- ④「花づくりを通じた環境美化教育」に取り組む。学級では一人一鉢やフラワーロードの花壇を、学年では学年花壇を、種から苗を育てたり、家族と共に世話をしたりして大切に育てる。

校長講話等で、動植物の話や命の大切さに触れる話をする。

- ⑤児童会による「異学年交流でのふれあい活動」、保育園との交流や「ふるさと学習」、地域社会と関わる「職場体験学習」、「外部講師によるクラブ活動」に取り組む。多様な他者と関わり合い、子どもたちが人に対する関心や愛着を深め、信頼感を構築していくことをねらう。
- ⑥毎朝、学級活動から始まる、給食・昼休みの時間をゆとりのあるものにする、毎週水曜日は清掃なしの昼休み（ハッピータイム）を実施する。日課をこのように工夫することで、児童と向き合い、コミュニケーションを深めると共に、児童の実態を把握する。
- ⑦職員は、子どもたちや保護者からの話を親身になって聞く。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡帳をていねいに読み、迅速な返信・対応をする。
- ⑧5月、7月、10月、2月などアンケート（いじめも含めて）を実施し、児童の様子を把握する。
- ⑨情報教育（総合的な学習の時間）では、はじめに“情報モラル”を守ることにについて時間をかけてあつかう。専門機関と連携し保護者にも啓蒙を促し続けていく。
- ⑩「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもたちがもつようにあらゆる機会の中で指導する。
- ⑪「見てみないふり」は「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生方や友だち、お家の方々に知らせたり（知らせることは悪いことではない）、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ⑫「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、PTAなどの会合、学校だよりやホームページなどを通して伝える。

## (2) 早期発見・早期対応の為の方策

- ①毎週水曜日の職員会や職員連絡会などに、児童理解の時間を設け、“生徒・生活指導係”“適応指導係”“特別支援教育係”からの報告を基に、全職員で情報を共有する。子どもたちに急な変化があったり、職員の気づきがあったりした場合は、職員連絡会を臨時で開催して情報を共有し、全職員で注視する。
- ②少しでも、子どもたちの様子の変化を感じたら、教職員は、積極的に声がけをする。いじめの兆候を感じたら、学年主任・教務主任・教頭・校長への連絡を、速やかに行う。
- ③“いじめに関するアンケート（年4回）”等を活用し、子どもたちの人間関係の把握や学校生活等の悩みなどをつかみ取り、ともに解決していこうとする姿勢を示す。

## (3) 相談体制

- ①いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、だれにでも相談できることや相談することの大切さを子どもたちに伝えていく。とりわけ、相談室と保健室を相談の窓口として、入口掲示や各種通信等で機会あることに知らせていく。
- ②ふれあい旬間には、担任がクラスの全児童と懇談する機会をとる。心の教室相談員は、相談を希望する児童と懇談をする。
- ③担任は、子どもたちの訴えやつぶやきを聞き逃さないようにする。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡帳をていねいに読み、児童や保護者の悩みや苦しみを見逃さないようにする。

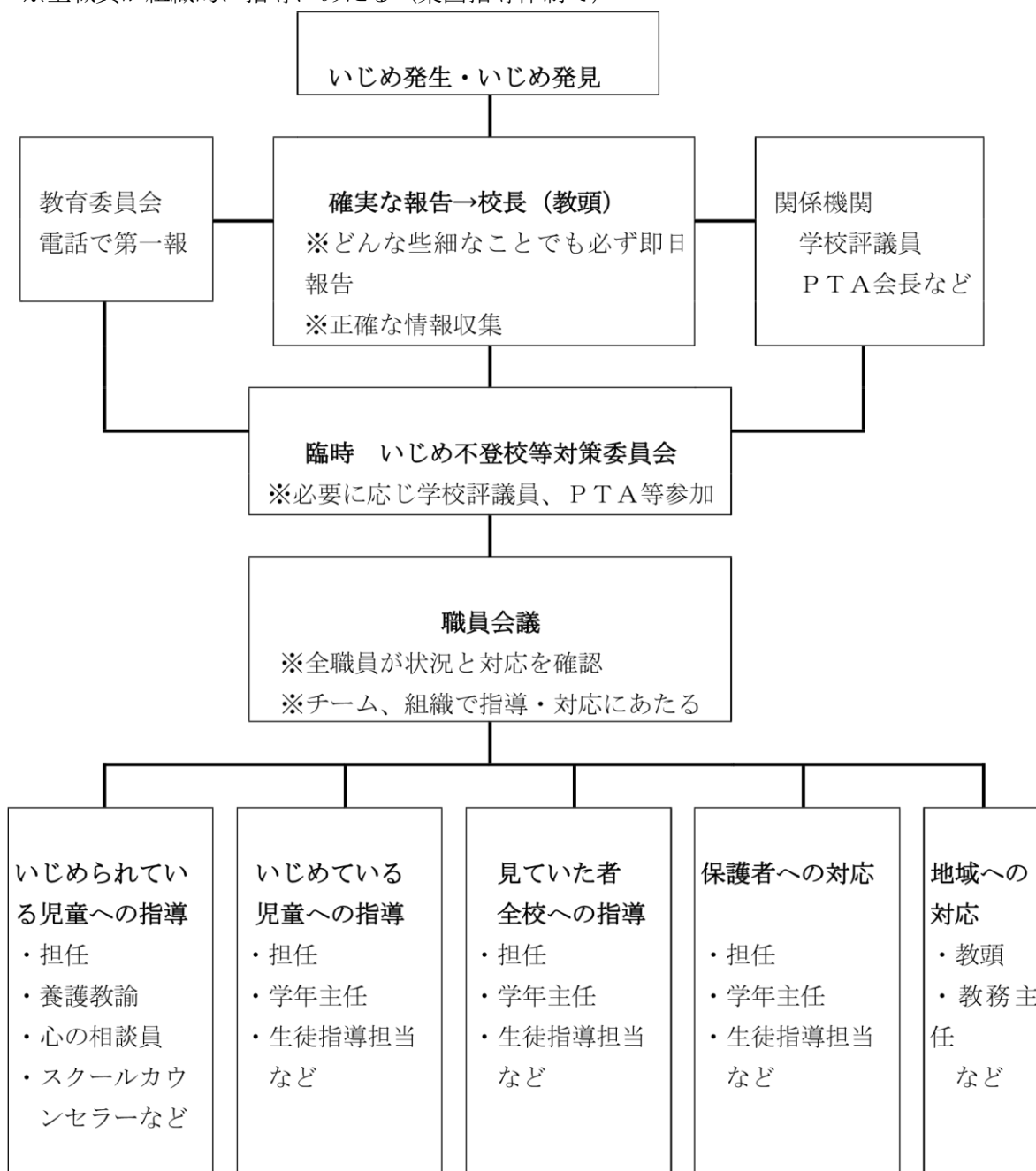
- ④全職員、“元気がない子ども” “いつもと様子が違う子ども” “職員会で名前があがっている子ども” に積極的に声かけを行う。
- ⑤いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに校長・教頭に報告するとともに、委員会を通して全職員で情報を共有する。

#### (4) 校内研修

- ①支会不登校対策委員会（8月）第三中学校ブロックで、配慮を要する児童生徒に実際に関わっている職員が情報交換をすることを通して、小中連携して、児童生徒への望ましい指導支援のあり方について検討する。
- ②P T A人権同和教育講演会（10月）  
10月の参観日では、保護者・地域の皆様に人権同和教育の授業を参観していただく。  
その後のP T A講演会では、保護者とともに人権感覚を養うためのお話、携帯やインターネットをめぐる問題についてのお話を聞く。
- ③中学校ブロック人権同和教育研修会（11月）  
第三中学校ブロックで、人権同和教育の授業を通して、人権感覚を養う授業はどうあったらよいかなどを研修する。
- ④“発達障害” についての職員研修  
本校特別支援教育係の職員を講師に、毎年、それぞれの教室の活動の（なかよし学級および通級指導教室の活動、利用児童の実態などの）内容を知り、子どもの姿から発達障害について学ぶ。発達障害に関わるいじめ・トラブルを未然に防げるようにする。

#### 4 いじめが見つかったときの対応（北小学校いじめ対応マニュアル）

※全職員が組織的に指導にあたる（集団指導体制で）



#### 5 重大事態への対処

(1)いじめが原因で、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに調査に着手し、上田市教育委員会に報告する。

(2)“上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下に“北小学校の「いじめ・防止対策委員会」を母体とする組織”を設置し調査・報告・対応に当たる。

※“上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下、「北小学校いじめ対応マニュアル」にしたがって、迅速に対処する。

## 6 いじめを早期発見するための年間指導計画

学期	月	指導内容
一 学 期	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年、学級開き「みんな仲よく、いじめのない学校・学級づくり」の意識付け【「話し方聞き方マナー」指導の徹底】</li> <li>・運動会に向けて</li> </ul>
	5～6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校生活アンケート」①</li> <li>・運動会に向けて 一人ひとりの頑張る姿の認め合い、学年が一つにまとまる充実感の指導</li> <li>・5年高原学習に向けてのグループ活動に注意</li> </ul>
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水泳指導に関わって 脱いだ衣服の扱い、体型や肌についての指導</li> <li>・「個別懇談会」における放課後や休日の時間の過ごし方の注意</li> </ul>
二 学 期	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年、学級再スタート 夏休みから気持ちを切り替えて</li> </ul>
	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽会に向けて 学級・学年が仲よくまとまって演奏を創り上げる課程を通してお互いを認め合う意識付け</li> </ul>
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校生活アンケート」②</li> <li>・学年学級で特色ある中核活動への取組… 学校行事に代わる日々の張り合いとなるめあてをもつことができるようにする。</li> <li>・「ふれあい旬間」姉妹学級交流や児童会の企画による意識付け児童一人一人と担任の懇談</li> </ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6年修学旅行に向けてのグループ活動に注意</li> </ul>
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個別懇談会」放課後休日の時間の過ごし方に注意</li> <li>・「学校生活アンケート」</li> </ul>
三 学 期	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい年に向けて 「みんな仲よく、いじめはしない」ことが年頭の誓い</li> </ul>
	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校生活アンケート」③</li> <li>・「学習発表会に向けて」 1年間の一人ひとりの頑張りを確認し合い、残された学校生活を一層楽しいものにする意識付け</li> </ul>
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1年間のまとめ」 友だちとの関わりを振り返り、友だちのよさをお互いに確認し、4月からの新しい学年への期待感の醸成</li> </ul>